

# 健康管理事業の受診期限のお知らせ

お問い合わせ ☎

厚生班 043-223-4121

共済組合では、下記の健康管理事業を実施しています。

受診券を利用すると下記料金で受診できますので、この機会にぜひ受診しましょう！

詳細は、受診券に同封の案内文をご確認ください。

◎受診券は、所属を通じて6～7月頃に対象者へお届けしました。

事後請求はできませんので、必ず受診日当日に受診券を医療機関へ提出してください。

歯科口腔健康診査	対象者	25歳・35歳・45歳・55歳・59歳の組合員本人
	受診期限	令和3年2月28日(日)
	料 金	無 料 (下記健診内容のみ)
	健 診 内 容	歯及び口腔粘膜等の検査・ブラッシング指導・口腔機能等の相談及び保健指導 歯面付着物の除去 ※歯石除去とは異なります
	協力歯科医院	各所属へ一覧表配付済(または千葉県歯科医師会 HP から確認)
脳ドック	対象者	43歳・46歳・49歳・52歳・55歳・58歳の組合員本人
	受診期限	令和3年3月31日(水)
	料 金	(契約検診料+消費税) - 10,000円
	指定医療機関	同封の案内文のほか、教職員互助会 HP にて確認

特定健康診査(必須)	対象者	39歳～74歳の被扶養者※
	受診期限	令和3年3月31日(水)
	料 金	無 料
	健 診 内 容	身体計測(身長・体重・BMI・腹囲)・血圧測定・血液検査(脂質・血糖・肝機能)・尿検査(尿糖・尿たんぱく)・問診(健康状態・既往歴・喫煙歴等)・診察等
実施医療機関	同封の案内文のほか、公立学校共済組合 HP にて確認	

(年齢は令和2年4月1日時点)

※人間ドック、定期健康診断を受診された場合は、特定健康診査を別途受診する必要はありませんが、結果の写しと受診券、質問票を厚生班あてに送付してください。

特定健康診査は生活習慣病のリスクであるメタボリックシンドロームを早い段階で見出し、改善することを目的とした健診です。未受診の方は期限までに必ず受診しましょう！

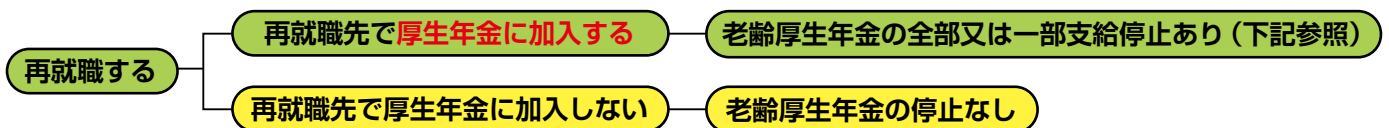


# 在職中の年金の支給停止について

お問い合わせ ☎

年金班 043-223-4116

老齢厚生(退職共済)年金受給権者が、フルタイム再任用や再就職して年金制度に加入しているときは、賃金等の額により年金の全部又は一部が支給停止となります。(停止となった分は退職後も遡って支給はされません。)



65歳未満	(賃金+過去1年間のボーナス÷12+年金月額)が28万円※1を超えた場合、超えた額の1/2の年金が支給停止。
65歳以上	(賃金+過去1年間のボーナス÷12+年金月額)が47万円※1を超えた場合、超えた額の1/2の年金が支給停止。

- ・賃金は給与と各種手当(通勤、住居など)の合計金額(標準報酬月額)
- ・年金月額は老齢厚生年金の年金額(経過的職域加算額※2、加給年金額を除く)÷12となります。
- ※1…28万円、47万円は改定される場合があります。
- ※2…共済組合員として在職の場合、経過的職域加算額は全額停止になります。

## 64歳でフルタイム再任用(共済組合員)の方の計算方法

賃金(標準報酬月額)	過去1年間のボーナス÷12	年金月額
30万円	6万円	10万円

計算式: (30万円+6万円+10万円) = 46万円 ← 28万円を超えているので  
 (46万円-28万円) × 1/2 = 9万円(停止額)  
 10万円-9万円 = 1万円(実際に受け取れる年金の月額)